

大情審答申第 280 号
平成 22 年 11 月 15 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成22年4月5日付け大住吉区民第2号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 22 年 2 月 8 日付け大住吉区民第 180 号により行った部分公開決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 22 年 1 月 25 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（え）欄に掲げる公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、「地域活動についての新たな支援策検討・調査事業業務委託契約書（平成21年度住吉区区民企画担当 重点予算事業にかかるもの）」（以下「本件文書」という。）を含む別表の（お）欄に記載の公文書を特定した上で、一部を公開しない理由を別表の（き）欄に記載のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

なお、あわせて別表の（さ）欄に記載の公文書を特定した上で、公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 3 月 2 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開とされた法人の印影のうち、社印（角印）の公開を求める。
- 2 社印（角印）は法人自身の会社の権威付けのために、契約書や領収書に押印する印鑑であり、法的には、銀行印（丸印）及び法人実印（丸印）が保護される印影である。
また、大阪市と契約する時は契約書が複数枚ある場合、契約書どうして割印をするときは、①丸印と角印がある場合②丸印だけの場合③角印だけの場合において、①・②は丸印だけの押印、③は法的に認められない（角印を法務局に実印として登記している場合以外は何ら、法的効力を持たない）ので、角印だけで契約する業者はいない。
故に、本件で受託者の印影（角印）を非公開としたことは、間違いである。
- 3 以前に公開請求した特定公文書においては、角印が公開されている（4分の3以上黒塗りされていない）ものもあれば、角印すら押印されておらず、丸印は非公開とされているものもある。実施機関において、条例の解釈が統一されていないと解される。
以上により、角印は単なる権威付けだけで押印されるものであり、条例第7条第2号によって保護される法人等情報にあたらぬと考える。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書における非公開情報のうち法人の印影（角印）は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、また、その偽造等の危険性を考慮すると、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当するものである。
契約書に押印された法人の印影（丸印及び角印）は、契約関係にある特定の者に対して知らせるものであって、契約関係のない不特定多数の者に公開する状態においては認められないため、本件決定のとおり条例第7条第2号に該当するものである。
- 2 以前に異議申立人が公開請求をした公文書の中で、A. 法人の印影（角印）が公開されている物品供給見積書（4分の3以上黒塗りされていない）があること、B. 丸印のみ押印されて、角印が押印されていない物品供給見積書（Aと同じ業者）があることから、法人の印影（角印）は法人の権威付けであるので公開すべきであると述べているが、Aについては、公開すべき情報にかからないように法人の印影（角印）を黒塗りしている。また、Bについては、丸印の押印があるため、物品供給見積書として成立しているため、角印の押印は求めていない。しかしながら、A及びBどちらについても、物品供給見積書に押印された法人の印影（丸印及び角印）は、契約関係にある特定の者に対して知らせるものであって、契約関係のない不特定多数の者に公開する状態においては認められない。
これらのことから、法人の印影（角印）については、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、また、その偽造等の危険性を考慮すると、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるこ

とから、条例第7条第2号に規定する「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることに相当の蓋然性があると認められるため、実施機関として公にできない情報と判断を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、地域活動についての新たな支援策検討・調査事業の業務委託契約内容、委託者に関する事項（所在地、大阪市住吉区長の氏名、大阪市住吉区長公印の印影）及び、受託者（以下「本件法人」という。）に関する事項（所在地、本件法人名称、代表取締役氏名、本件法人の印影（丸印及び角印））が記載されているものである。

3 争点

異議申立人は、法人の印影（角印）は、法人の権威付けのために契約書や領収書に押印する印鑑であり、従前の当該印影の取扱いに照らしても条例第7条第2号には該当しないとして、本件文書中の本件法人の印影のうち、社印（角印）（以下「社印」という。）の部分について、公開を求めている。

したがって、本件異議申立ての争点は、本件文書中の本件法人の印影のうち社印の条例第7条第2号該当性である。

4 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号は、法人その他の団体や事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるも

の」とは、①法人等が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) まず、業務委託契約書に押印された印影については、法人が契約を行う際に用いるものであることから、専ら法人の内部管理に属する事項に該当すると認められ、また、契約関係にない者にまで広く公開することを予定しているとはいえないことから、不特定多数の者に広く知られる状態におかれているとは認められない。

(3) また社印は、一般的に、法人で作成された文書や請求書、領収書などに押印される印影で、法人が作成した真正な文書であることを示す目的で使用されているものであり、一般的に登記されていない印影である場合が多い。

しかしながら、印鑑の取扱いは、法人によって異なるものであるから、その形状のみによっては、登記の有無を判断することや、法人内での管理の実態を知ることとはできない。

(4) ここで、本件文書中の印影についてみると、本件文書に押印された印影は、本件法人の代表者印及び社印の印影であることから、本件法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。また、一般に法人の印影については、印鑑の登記の有無にかかわらず、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。

(5) なお、大阪市における非公開とされた印影の取扱いについて、当審査会で確認したところ、契約書などの公開文書中において、法人等の名称を公開している場合で、その印影のみを偽造防止の観点から非公開とする場合、当該法人等の印影が記録されていることが確認できるように、印影の一部を公開するという措置がとられており、複製等の技術の進展により偽造等悪用の危険性が完全には否定しきれない中で、印影の存在を公開請求者に了知せしめる以上の情報を公開する必要があるとまでは解されない。

(6) したがって、本件文書にある社印を公開すると、偽造等のおそれが否定できず、条例第7条第2号に規定する「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることが認められ、また、その性質から、同号ただし書にも該当しないことは明らかであり、社印は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

付記

異議申立人は、印影の黒塗りの方法について各担当者間で統一されていないと主張して

いるが、実施機関に確認したところ、偽造防止の観点から印影を非公開とする場合は、当該印影の4分の3を黒塗りにする運用としているとの説明であった。

当審査会でその運用実態を確認した結果、大阪市においては、おおむね公開情報を優先する対応がなされているが、印影の大部分が公開すべき情報と重なっている場合など、公開すべき情報を残した上で印影の4分の3を黒塗りにすることが極めて困難な場合もあると認められた。

公開情報を優先できる場合は、従前の対応が望ましいが、印影全体が公開すべき情報と重なっているなど、印影の4分の3を黒塗りにすることが現実に困難な場合は、偽造防止の観点から非公開とした趣旨を没却することのないよう、被覆部分も含み4分の3を黒塗りにした上で、当該黒塗り処理により被覆された公開すべき情報の部分を別途の方法により請求者に提供する等、適宜適切に、対象文書の状況に応じた対応がなされるよう実施機関に要望する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 赤津加奈美、委員 須藤陽子、委員 上田健介

別表

(あ)	諮問書	平成22年4月5日付け大住吉区民第2号
(い)	決定	平成22年2月8日付け大住吉区民第180号 部分公開決定【本件決定】
(う)	請求日	平成22年1月25日
(え)	請求する公文書の件名又は内容	1. 住吉区役所と(有) まちラボラトリーが、平成21年12月に結んだ契約に関する全書類 2. 平成22年度住吉区取組み方針(案)における「花さかすみちゃん事業」の予算額2,299千円の算定根拠 3. 住吉区役所の地域安全対策業務担当職員の①2009年度業務体制表②平成22年1月20日の全員の作業日報
(お)	本件決定通知書に記載された公文書の件名	・地域活動についての新たな支援策検討・調査事業経費の支出及び同契約の締結について(平成21年度住吉区区民企画担当分重点予算事業にかかるもの) ・地域活動についての新たな支援策検討・調査事業業務委託契約書(平成21年度住吉区区民企画担当 重点予算事業にかかるもの)【本件文書】
(か)	公開しないこととした部分	直接経費の種別、単位、数量、単位のうち本調査の手法に関わるもの及び法人の印影
(き)	上記の部分を開示しない理由	条例第7条第2号に該当 (説明) 上記の情報は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。
(く)	異議申立て年月日	平成22年3月2日
(け)	担当	住吉区区民企画担当
(こ)	本件関連決定	平成22年2月8日付け大住吉区民第181号 公開決定
(さ)	本件関連決定の対象文書	・平成22年度 花さかすみちゃん事業の予算の算定根拠 ・平成21年度 地域安全対策業務職員の担当地区一覧 ・地域安全対策業務職員の作業報告書(平成22年1月20日分)

(参考) 答申に至る経過

平成22年度諮問受理第1号

年 月 日	経 過
平成22年4月5日	諮問
平成22年6月23日	異議申立人から意見書の提出
平成22年7月23日	実施機関理由説明
平成22年8月5日	審議(論点整理)
平成22年9月24日	審議(答申案)
平成22年10月25日	審議(答申案)
平成22年11月15日	答申